



多忙化に拍車を かけける恐れあり 「変形労働時間制」

さる7月17日、文科省は、文科省令や指針を公布して、来年度から「1年単位の
変形労働時間制*」を実施するとしました。そして、導入するかどうかは、各自
自治体の判断としつつも、自治体で、今年度中に条例等を改正した上で導入するよう
求めています。

1年単位の変形労働時間制によって、教員の働き方はどう変わるのでしょうか。

みなさんとともに考えてみたいと思います。

* 業務の繁閑に合わせて、勤務時間の長さを変える制度（裏面Q&A参照）

休日の まとめ取りのため？

文科省は、「導入の手引き」*で、「休
日のまとめ取り」のために1年単位の変
形労働時間制を導入するとしています。

長期休業中の休日を増やすと、教師の
リフレッシュの時間を確保できるとい
います。そして、休日を増やすかわりに
学期中の勤務時間を延長するというので
す。

長期休業中の休日を増やすのであれば、
長期休業中の業務削減をすれば済むこと
です。わざわざ学期中の勤務時間を延長

4か月間 勤務時間延長

「導入の手引き」は、例として、4か月
(4月・6月・10月・11月の一部)の勤務
時間を適当に3時間延長することを示し

する必要はありません。

また、長時間勤務が常態化している学校
で、勤務時間の延長などしたら、教員の働
き方が今より悪化するのには明らかではない
でしょうか。

* 「公立学校の教育職員における『休日のま
とめ取り』のための1年単位の変形労働時間
制」導入の手引き」(文部科学省)

ています。そうすれば、「8月に5日間の
休日の『まとめ取り』が可能」とされま
す。たった5日間の休日のために、4か
月もの間、勤務時間が延長されるとい
うのです。

また、この4か月間は、勤務時間を、
8時間30分や9時間に延長するとしてい
ます。例えば、8時間30分に延長した場
合、どうなるか考えてみます。

現行は、7時間45分勤務で、休憩時間
は45分です。朝8時半に勤務が開始され
れば、月曜日から金曜日まで、すべて17
時終了です。

これに対して、8時間30分勤務では、
休憩時間が60分*ア)となるため、現行よ
り1時間遅い18時に勤務終了となります。
1週間に割り振ると、17時に終わるのは
たったの1日で、残りの4日間はすべて
18時終了となります*イ)。

*ア 8時間を超える勤務時間の場合、少
なくとも60分の休憩時間が必要(労働
基準法)

*イ 9時間勤務では、現行より1時間30
分遅い18時30分に勤務終了(週2日間)

育児・介護等と 仕事との両立が難しくなる

勤務時間が延長されると、17時に帰る
場合、年休や時間外勤務の割り振りを使
わなければなりません。このことは、と
りわけ育児や介護等で、17時すぎに急い
で退勤しなければならぬ教員にとって
深刻な事態を生じさせます。

それについて、この制度では、これら
の特別な配慮を必要とする教員は、制度
の対象から外すことができることされてい
ます。対象から外されると、今まで通り
17時に勤務終了となります。ところが、
みんなは、17時を過ぎても勤務時間であ

◆ 8時間30分勤務の割り振り例 ◆

| | 8:30始業 | 17:00 18:00 | |
|-----|----------------|-------------|---------|
| 月曜日 | 8時間30分勤務+60分休憩 | | 《18時終業》 |
| 火曜日 | 8時間30分勤務+60分休憩 | | 《18時終業》 |
| 水曜日 | 7時間45分勤務+45分休憩 | | (17時終業) |
| 木曜日 | 8時間30分勤務+60分休憩 | | 《18時終業》 |
| 金曜日 | 8時間30分勤務+60分休憩 | | 《18時終業》 |

り、仕事をしています。

その中を自分だけ帰ることで、心苦しく感じたり、17時すぎの会議や打ち合わせに参加できなくなったりする事態が生じます。

退勤時刻が

さらに遅くなる恐れ

「今でも遅くまで残って仕事をしているのだから、変わらないのではないか」という意見があります。しかし、本制度が導入されると、今より退勤時刻が遅くなる恐れがあります。

この制度が導入されると、8時間30分勤務では1時間、9時間勤務では1時間30分、退勤時刻が遅くなります。この延長された時間に、職員会議・現職教育・学年会などが入ってくることで予想されます。

教員個人が行う授業準備や校務分掌の仕事は、その後に行うこととなります。その結果、退勤時刻が今よりさらに遅くなる恐れがあります。

県内市町村 「導入しない」

この制度は、各自自治体ごとで、導入するかどうかの判断をすることになっていきます。愛知県では、県教委が調査した結果、全市町村が「導入しない」と回答しています（8月現在）。時間外勤務が、45時間を超える教員が依然多い現状では、

導入しないのは当然のことだと言えます。今後とも、この制度を導入せず、多忙化解消を進めるよう、学校現場から声をあげていくことが重要になってきます。

変形労働時間制

Q&A

Q 1年単位の変形労働時間制とは、どの制度ですか？

A 1年単位の変形労働時間制とは、仕事忙しい時期の勤務時間を延長する代わりに、仕事が少ない時期の勤務時間を短縮するものです。1年間の平均した勤務時間が1週間あたり40時間を超えないことが条件とされています。ただし、仕事が忙しい時期に、「1日10時間勤務」や「12日間連続勤務」など、過酷な長時間勤務をさせることができるため、働く人の健康を損なう恐れがあります。

Q 4か月の勤務時間延長が伸ばされることはありますか？

A 文科省は、当初、「長期休業中に10日から15日間の休日を設定する」「学期中の勤務時間を、週3日から4日、

1時間延長する」という提案をしました。15日間の休日であれば、1年間を通して、すべての週で勤務時間延長という事態にもなりかねません。

「導入の手引き」にある「4か月間の勤務時間延長」という提案は、あくまでも導入時の目安にすぎません。導入後は、長期休業中の休日が増やされ、延長期間が次第に伸ばされることが考えられます。

Q 公務災害認定に関する影響はありますか？

A 勤務時間が延長されると、これまでの時間外勤務が勤務時間に組み込まれるため、時間外勤務時間が数字の上で減ります。（8時間30分勤務の日は1時間、9時間勤務の日は1時間30分）

在校時間記録表には、この数字上減った時間外勤務時間が正式な数値として記録されます。記録表を見ると、「時間外勤務が昨年度より大きく減った」「過労死認定基準の80時間を下回っている」となり、公務災害に認定されない場合が出てくる懸念があります。

Q 文科省は、来年度から実施としていますが…

A 「導入の手引き」にあるように「本制

度は、あくまでも各地方公共団体の判断により、条例等により選択的に導入できるもの」です。つまり、県や市町村ごとに導入かどうかを決める制度です。

また、条例等を改正したからといって、ただちに導入できるわけでもありません。それは、「本制度を適用するに当たっては、対象となる教育職員の在校時間について、上限時間（月45時間）の範囲内であることが前提であること」という条件があるからです。

県教委の今年度の在校時間調査によれば、すべての市町村でこの条件が満たされていないと見えます。今の勤務実態では、導入することはできないといつこととです。

Q 多忙化解消を進めるには何が必要ですか？

A 現在行われている在校時間記録をもとにした勤務実態把握や業務改善など現場任せの方法では限界があります。

文科省が責任を持って、全ての学年を30人以下学級にするとともに、専科教員・養護教諭・事務職員など教職員の大幅な増員を行って仕事量を減らし、子どもにとっても手厚い教育を保障することが必要です。

合わせて、学習指導要領の大幅な見直しによる、授業時数や学習内容の精選が必要と見えます。それは、教員だけでなく子どもにとっても、ゆとりのある学校生活を送れることにつながります。